令和 4 年度 第 2 回茨木市障害者施策推進分科会 事前意見一覧

NO.	委員名	資料	項目	意見内容	回答
ı	太田委員	(資料 I)障害福祉計画(第 6 期)の取組 状況等について	-		各事業所で把握されている6か月以上の就労定着者数等については、 毎年、大阪府が実施する就労人数調査において、確認することが可能 です。
2	太田委員	(資料 I)障害福祉計画(第6期)の取組 状況等について		評価の下から4行目以降の収組を取り組むサービスは就労移行支援になるのでしょうか。今後具体的にどのような取り組みをしていけばよい	就労移行支援も含めた就労系サービス事業所や自立支援協議会の就労 支援部会、ハローワーク等を想定しています。今後の具体的な取り組 みとしては、実習先企業の開拓、企業に対する障害への理解促進等の 取り組みを進めていきたいと考えています。
3	太田委員	(資料 I) 障害福祉計画(第 6 期)の取組 状況等について	②就労定着支援事業 に関する目標	評価の上から5行目	本人の意向、心身の状況、就労準備性等と、就労先の勤務条件、職務 内容、合理的配慮の提供状況など就労先の環境の間に生じた課題に対 し、本人、就労先の間で解決に至らない状況が生じることで、定着で きず離職に至るものと想定しています。 また、就労定着支援は、本人と就労先だけでは調整が困難な課題の解 決に向けて支援を行うものですが、就労定着支援による支援によって も課題の解決に至らない場合、定着できないことがありうることを想 定しており、実情の把握に努めます。
4	太田委員	(資料 I) 障害福祉計画(第6期)の取組 状況等について	②就労定着支援事業 に関する目標	数字目標はしっかりと立てる必要はありますが合わせて、実態の報告 や検討が必要だと思いますのでよろしくお願いします。	ご意見として頂戴いたします。
5	宮林委員	(資料2) 令和5年度以降の茨木市立障害 者施設に係る指定管理について	ハートフルについて	'一般団体の利用がくさるように拡充を力定」とありますが、開始時 期や利用料をどのようにするか等、具体的な内容を教えてください。 	利用者範囲の拡大は、令和7年度からの実施を予定しています。 利用料について、一般団体については有料とすることを想定しており ます。一方、拡大にあたっては、利用料、予約方法や予約の時期など については、障害者の方が使いやすいような仕組みとなるよう、今後 検討します。
6	宮林委員	(資料2) 令和5年度以降の茨木市立障害 者施設に係る指定管理について	ハートフルについて	討会議で、「利用者が食事できたり、お茶をしながら交流できる場が 欲しい。」という意見がありましたが、そのような交流の場は確保さ	地区保健福祉センターの設置、また、貸館利用者の拡大により、今後 ハートフルにはより多くの方の利用が想定されます。交流スペースの 確保を始め、ハートフルの指定管理者が行う事業とも連携するなど、 交流促進に向けどのような仕組みを作れるか、今後検討します。
7	宮林委員	(資料2) 令和5年度以降の茨木市立障害 者施設に係る指定管理について	かしの木園について	 実施事業者や事業内容が変わることにより、現在の利用者に対して納 得のいく説明や処遇について不利益が無いよう。充分配慮して欲しい	かしの木園の現行利用者には、令和4年7月31日、令和5年1月18日の2回にわたり説明会を実施しました。説明会では、次期指定管理者の運営方針や事業内容に加え、現行事業の終期や、現行事業の終了に伴い、他の事業者へ移籍が必要な現行利用者に対する支援方針などについて説明しています。今後も、指定管理者と連携を図り、新たな利用先の確保に向け丁寧に対応を進めます。
8	太田委員	(資料2)令和5年度以降の茨木市立障害 者施設に係る指定管理について	かしの木園について	(資料 の意見に関連して) 茨木市立障害者就労支援センターかしの 木園が担う役割と、他の就労移行支援や就労定着支援が担う役割の違 いについて、教えてください。	茨木市立障害者就労支援センター条例には、かしの木園の設置目的を、「障害者の就労を支援し、社会参加の促進を図る」と規定しています。 したがって、かしの木園利用者に対する、一般就労や就労先への定着支援を着実に実施することに加え、かしの木園利用者以外の障害者においても、一般就労を目指し、就労し、定着できる地域づくりを行う役割を担うものと考えています。